

提案

日付：2022/8/19

件名：資源物、衛生指導員の件

1.問題、課題

7月22日に受付て頂きました投書にご回答いただきありがとうございました。何を伝えても、木村町長を筆頭に町役場職員の考えられた制度が間違いでないという回答を頂くため、私は勉強不足であると改心し、藤沢労働基準監督署に問い合わせ『雇用関係と報酬、賃金』につき説明を受けました。

以下、寒川町役場からの回答をもとに、労基署の方へ質問した内容

1. 1年を通して1箇月1時間決められた曜日に指導、作業などの手助けを【出来る範囲で】町民に求めること。
2. 感謝として支給される報酬の金額の妥当性
3. 寒川町役場と衛生指導員の間で、雇用関係がない

現在の状況をたどたどしい説明で労基の方にお話しをしていると、とても丁寧に対応してくださいました。

衛生指導員は、個人事業主として扱われている側面があるということ。

(理由として)

- ・現地にて、指揮監督（寒川町役場職員）の下で作業をされていない。
- ・そもそも労働契約を結んでいない。
- ・時間に関しても、そこまで厳しい拘束はない。

(グレー部分に関して)

- ・場所的、時間的な拘束は、少し見受けられる。
- ・個人事業主側に、作業をするしないの諾否がグレーである。

その理由として、【働く時間に受ける受けないの『諾否がある』はずなのに、パートや仕事を遅刻するなど本業に支障をきたしている実例が見受けられる。

今まで、何度も資源物置き場にて実際の作業風景を見てほしい、寒川町役場と衛生指導員の対話の場を設けてほしい、と投書をして、無かったこととして流されること

が少し納得いきました。

現地に行くとは指揮監督のもと、として雇用関係が生まれる1つとしてみられるため、町役場としては少しでも『ごみや資源物の経費を出費を抑えようという考え』が崩れてしまう恐れがあるから。

対話の場を開くと、『業務命令』のようになり、雇用関係が発生する1つになりうるから。

ネットで【個人事業主のメリット】を調べました。

個人事業主では労働基準法は適用外です。何時間働こうが、いつ、どこで働こうが働く人の責任です。

- ・融通が利く

会社員は出勤時間や退社時間が決められていますが、個人事業主は働く時間も終業する時間も自分で決めることができます。また、自分の都合で休むことができるなど、融通のきいた働き方を行うことが可能です。自由度が高い働き方を行うことができるのが個人事業主のメリットと言えるでしょう。

- ・能力次第で収入が増える

個人事業主の場合、自分の能力に応じた仕事を選ぶことができます。そのため、収入も自分の能力が高ければそれだけ大きな仕事を行うことができ、収入面も高くなる可能性があります。

よく、町役場は衛生指導員さん、『個々の出来る範囲で』と言われていています。しかし、時間は、当日7時から8時まで。日付も決まっています。

寒川町役場は、自治会を通して、衛生指導員を推薦していただき、、、とありますが、寒川町役場は、衛生指導員を受けてくださっている方たちとどのような関係立場にあるのでしょうか。

『報酬を支給するので、1時間立ってくださいという雇用関係ではありません』の意味がわかりません。やはり、個人事業主として衛生指導員はみられているということでしょうか。

衛生指導員が個人事業主として見られているのであれば、肩書ばかりで、何もされない衛生指導員と、時間も分別作業も全てきちんとしている方は、申告により金額を上げるなどするべきであると考えます。

2.改善案：

何かというとアンケート結果とおっしゃいますが、昨年のeモニターアンケートの結果、及び田端地区で行われた結果のみ。

そこから外れている人の町民のアンケートを取ってください。

その結果、アンケートに答えた方の過半数が現状のままで、とあるのであれば民意であるので仕方ないと思います。

が、去年のアンケートで過半数以上が衛生指導員を経験していないという方たちが『現状のままで』と望むのであれば、その衛生指導員を推薦する役割は寒川町役場が責任もって請け負ってください。

3.改善後の効果：

想像力を欠く町役場の職員の回答がいつも悲しく思います。

昨年の高齢者のワクチン接種の予約でも、当初はたった4回線の電話だけでなかなか繋がらない。オンラインで予約できる高齢者の方たちばかりでないと、なぜ想像できないのでしょうか。

町の商品券を銀行や郵便局で平日販売するとなったときに、朝早くから行列ができる。仕事をしている人は、購入できない。なぜ、想像できないのでしょうか。

これまでも今現在も、まじめに衛生指導員を担ってくださっている方の負担をなぜ理解しよう、改善しようとしないのでしょ。

このようなしつこい投書にも、いつまでにどのように改善していく準備があるか…と説明をしてくださらないのでしょうか。

回答

<資源物、衛生指導員の件>

【所管：環境課】

町と衛生指導員さんとは、町から資源物置場での分別指導等をお願いし、衛生指導員さんにそのような指導や作業などをできる範囲でやっていただいているという関係です。また、衛生指導員を事業として営んでいる方はいないと思いますので、個人事業主とは考えていません。

アンケートについてですが、11月に田端地区と同様の試験運用を他地区で行い、その後、アンケート調査を実施する予定でございます。

衛生指導員制度につきましては、11月の試験運用実施の対象となった地域の衛生指導員さんを含め、町民の皆様の意見を聞いて、さまざまな観点から今後どのようにしていくかを判断していきます。